

資 料 提 供	
平成20年11月26日	
担当課 (担当者)	財 政 課 (野 川)
電話(内線)	7 0 4 3

## 平成20年11月定例県議会付議案(第1次追加提案分)

### 議案第34号 鳥取県情報公開条例の一部改正について(県民室)

全国学力調査の結果の開示に向け、当該調査結果について開示対象を県学力調査と同様のものとするとともに、開示決定を受けた方に係る情報使用に当たっての配慮の改正を行うものである。

(概 要)

#### ①全国学力調査結果の非開示範囲

10人以下の学級の調査結果を非開示(既存の第7号を改正)

#### ②全国学力調査情報の使用に当たっての配慮

成長段階にある児童等の心情に配慮し、特定の学校又は学級が識別されることにより学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように全国学力調査情報を使用しなければならない

[平成21年4月1日施行(条例の施行の日以後に実施される全国学力調査から適用)]

### 議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部改正について(給与室、教育総務課)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与改定を行うものである。

(概 要)

#### ①職員の給与に関する条例等の一部改正

・給 料 表：現行の給料表を3.5%引下げ(行政職1、2級相当(主事・技師級)の給料については据置き)

副校長、主幹教諭の設置に伴い、教員の給料表を5級制化(現行4級制)

・期 末 手 当：支給月数の引下げ(現行2.6月 → 改正後2.57月)

・初任給調整手当：医師等に対する初任給調整手当を引上げ

(上限額 現行月額306,900円 → 改正後月額410,900円)

#### ②義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

学校における組織運営体制の確立を図るため、平成21年度から新たに副校長及び主幹教諭の職を設置する。

[公布日の属する月の翌月1日施行 ほか]

### 議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について(給与室)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の勤務時間の改定を行うものである。

(概 要)

・職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分(現行40時間)、1日当たり7時間45分(現行8時間)に改正

[平成21年4月1日施行]

### 議案第37号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について(給与室、教育総務課)

知事等の給与に関する有識者会議で出された意見を踏まえ、一般職の職員に準じ、知事等の給与の改定を行うものである。

(概 要)

・給料(報酬) 3.5%引下げ

・期 末 手 当 0.03月引下げ

[公布日の属する月の翌月1日施行]